

事 務 連 絡

平成31年 4月 2日

各部門事務室、センター等 御中

工学部等事務部経理課

学会等への参加に伴う食事代等の取扱いについて

標記の件について、事務処理が下記の通り変更となりましたので、関係各位に周知願います。

記

【変更前】

学会等の参加に伴う食事代等を大学経費から支出する場合（参加費と食事代等が不可分）
→支出不可

【変更後】

学会等の参加に伴う食事代等を大学経費から支出する場合（参加費と食事代等が不可分）
→支出可

*本変更はあくまで学会参加費と食事代が不可分の場合の例外的な取扱いであることを
ご留意ください。基本的な考え方としては学会等での食事代等は個人の飲食に係る経費と
なりますので、原則としては大学経費では支出できません。

学会参加費と可分である場合は必ず学会参加費より食事代を減額いただけますようよろし
くお願いいたします。

また、食事代支給時に旅費も合わせて支給する場合は、旅費の調整をお願いいたします。

*参考「学会等への参加に伴う食事代等の取扱いについて」

（平成31年3月22日財務企画課財務企画係）

担当：工学部等事務部経理課

経理第一係（2715） 経理第二係（2400）

用度第一係（2717） 用度第二係（2402）

事 務 連 絡

平成31年3月22日

各部局担当係長 殿

事務局担当係長 殿

財務企画課財務企画係長

学会等への参加に伴う食事代等の取扱いについて

このことについては、「学会参加費に係る食事代等の取扱いについて」（平成20年6月26日付け事務連絡）にて取扱いを通知しているところではありますが、この度、業務効率化の観点から取扱いを見直し、別添のように整理しました。

つきましては、平成31年度以降は別添の取扱いとしますので、関係教職員に遺漏のないよう周知願います。

なお、本通知により「学会参加費に係る食事代等の取扱いについて」（平成20年6月26日付け事務連絡）は廃止します。

担当部課	財務部財務企画課財務企画係
TEL	内線90-2337
E-mail	zassyosa@jimu.kyushu-u.ac.jp

平成31年3月22日
財務企画課財務企画係

学会等への参加に伴う食事代等の取扱いについて

1. 基本的な考え方

学会や国際会議等への参加に伴うものであっても、食事代やアルコール代（以下「食事代相当額」という。）は、個人の飲食に係る経費であることから、原則として大学経費では支出できません。

2. 例外的な取扱い

上記1にかかわらず、参加費に食事代相当額が含まれ不可分なものは、学会等に参加するため支出が不可欠な経費であることから、食事代相当額を控除することなく支出できるものとします。

3. 旅費の調整

上記2に該当し、食事代相当額を含む参加費を支出する場合に、別途旅費が支給されるときは、旅費として支給する食事代相当額は不要となるため、旅費の調整（当該食事代相当額を減額）が必要となります。

旅費の調整にあたっては、当該旅費から1食につき日当の半額を減額してください。

※ 昼食代相当については、日当から1食につき日当半額に相当する額を減額

※ 朝食・夕食代相当については、宿泊料から1食につき日当半額に相当する額を減額

4. 外部資金の取扱い

外部資金制度で認められている範囲で支出可となりますので、各外部資金の支出ルール等を確認のうえ適切に支出してください（外部資金ルールが大学規定に従うとされている場合は、この取扱いに拠ります。）。

なお、外部資金制度で認められる場合でも、学会等への参加に伴う食事代相当額を支出する際には、上記3の旅費の調整が必要となります。

5. この取扱いは、平成31年度以降に支出するものから適用します。

学会等への参加に伴う食事代等の取扱い(新旧比較)

		取扱内容		変更 有無
		新	旧	
1	学会等の参加に伴う食事代等を大学経費から支出する場合 (参加費と食事代等が可分) ※参加費と食事代等を別に支払うことができるもの	支出不可 (補足) ・資料等により食事代相当額を確認のうえ、参加費から控除		無
2	学会等の参加に伴う食事代等を大学経費から支出する場合 (参加費と食事代等が不可分) ※参加費と食事代等を一体として支払う必要があるもの(食事代等を除いて支払うことができないもの)	支出可 (補足) ・別途、旅費が支給されるときは、旅費の調整が必要	支出不可 (補足) ・資料等により食事代相当額を確認のうえ、参加費から控除 ・食事代相当額が確認できない場合は1食につき日当半額を食事代相当額とみなす	有
3	学会等の参加に伴う食事代等を外部資金から支出する場合	外部資金制度で認められている範囲で支出可 (補足) ・別途、旅費が支給されるときは、旅費の調整が必要 ・外部資金ルールが大学の規定に従うとされている場合は、大学経費と同様の取扱いとする		無
4	食事代等を含む参加費を支出する場合で、別途、旅費が支給される場合の旅費調整方法	当該旅費から1食につき日当半額を減額 (補足) ・食事代等を含む参加費を支出する際に、別途旅費が支給される場合は、食事代等の二重支給を防止するため、当該旅費から1食につき日当半額を減額する ※ 昼食代相当については、日当から1食につき日当半額に相当する額を減額 ※ 朝食・夕食代相当については、宿泊料から1食につき日当半額に相当する額を減額		無